

第 22 期第 15 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 8 日（木） 13 時 50 分から 14 時 15 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
小西正之 川内谷藤一 野崎泰生 池田幸雄
上山稔彦 太田誠 中村貞夫
- 4 欠席委員 松尾英二 伊藤保夫 鎌田英暢 佐藤昌紀
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 相川英毅
石狩振興局産業振興部水産課 水産振興係長 吉田明弘
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 竹嶋寿弥
後志総合振興局産業振興部水産課 主事 西田至
後志総合振興局産業振興部水産課 技師 磯崎泰嘉
後志総合振興局産業振興部水産課 主事 川崎良
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 石狩後志海区漁場計画（第 15 次定置漁業権（素案））について
議案第 2 号 浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について
議案第 3 号 水域利用調整区域の指定について（答申）
- 8 報告事項 (1) 第 15 次秋さけ定置漁業の操業期間等考え方等について
- 9 その他

【議事の概要】

林 事 務 局 長	ただいまから、第 22 期第 15 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱 野 会 長	今期第 15 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の相川水産課長様、後志総合振興局の岩田水産課長様、また職員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて本日提案いたします案件は、協議事項 3 件、報告事項 1 件となっております。皆様方の慎重なご審議の上、決定していただきますよう、よろしくお願

林 事 務 局 長

い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

濱 野 会 長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

林 事 務 局 長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、松尾委員、伊藤委員、鎌田委員、佐藤昌紀委員が所用により欠席しています。したがって、委員総数15名中、出席は11名であり過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、佐藤一義委員と太田委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号については、先ほど小委員会を開催しましたので、説明の後に委員長報告をしますので一括上程します。事務局より説明願います。

「議案第1号石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権（素案））について」ご説明申し上げます。「資料1」をご覧ください。第15次定置漁業権漁場計画草案につきましては、2月28日開催の委員会で決定していただき、その後、石狩・後志両振興局より水産林務部長へ提出され、両振興局と事務局でヒアリングを受けました。その後、水産林務部長からお手元の資料2のとおり、両振興局あて草案に対する回答がありました、資料に基づき説明させていただきます。まず、3ページ目、石さけ定第4号と7号、4ページ目、小樽さけ定2号について、免許後一度も3階網での操業が無いため、3階網とする必要性を整理することとされております。4ページ目、小樽さけ定1号について、漁場の区域及び身網の縮小については、支障ない旨回答がありましたが、縮小後の漁場の区域の範囲の必要性を整理することとされております。4ページ目、小樽小さけ定第4号、6ページ目、美小さけ定第1号、7ページ目、古小さけ定第10号、第12号、神底さけ定第4号について、休業が恒常化している漁場であり、休業理由、採算性を踏まえた必要性が不明なことから、必要性を整理することとされております。5ページ目、小樽小さけ定第6号について、資源状況や採算性を踏まえた必要性が不明なことから、必要性を整理することとされております。5ページ目、余ほっけ・まぐろ・さけ第2号、8ページ目、神底さけ定第6号について、令和3年度は休業していることから、令和4年度の操業状況を踏まえ必要性を整理することとされております。6ページ目、美ほっけ・まぐろ・さけ第1号について、免許後一度も2階網での操業が無いため、2階網とする必要性を整理することとされております。なお、只今、ご説明したさけ定4ヶ統、小さけ定5ヶ統、底さけ定2ヶ統、ほっけ・まぐろ・さけ定2ヶ統につきましては、振興局と漁協とで協議の上、別途、事務的に書類を提出することとしております。次に、資料3をご覧ください。この後、道から操業期間の決定について、報告がありますが、定置漁業の操業期間案に対する関係漁協からの要

望についての道からの回答となります。石狩湾漁協から操業期間の前倒しの要望がございましたが、当海区内での合意形成や隣接海区の理解が得られていないことから、認められず現行どおりの操業期間で決定されております。また、余市郡漁協の大棒網から冬場の時化により漁具の撤去が困難なため漁業時期の1ヶ月延長について、要望が出ております。こちらについては、漁場計画の検討と合わせて検討すると回答が出されており、先ほど開催された小委員会で、協議していただきましたので、後ほど委員長報告で結果について、ご報告させていただきます。次に、資料4をご覧ください。草案との変更箇所につきまして、資料により説明させていただきます。先ほど説明しましたが、余市郡漁協の大棒網について、漁業時期の1ヶ月延長の要望が出ております。また、神底さけ定第13号について、現免許権者から廃統の意向が示されており、漁協内部で漁場の有効活用について、検討しましたが、廃統となっております。次に、資料5をご覧ください。定置漁業権漁場計画（素案）を添付しております。資料の説明は、先ほどの説明と重複しますが、草案からの変更箇所についてのみの説明とさせていただきます。19ページ目からの余市郡漁協の素案について、大棒網の漁業時期を12/31までから1/31までに変更要望があり、77ページ目の条件についても、赤字で記載しておりますが、変更要望を踏まえた条件としております。32ページ目からの古宇郡漁協の素案について、神底さけ定第13号の廃統に伴い、漁場計画、漁場図等について変更となっております。最後になりますが、資料6今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきます。水色の定置漁業権をご覧ください。2ページ目、定置漁場計画につきましては、本素案の提出後、水産林務部長からの回答を受け、7月下旬の最終案に向け、各漁協との調整を続けることとなります。9月下旬の道案の諮問後、10月中旬に公聴会を開催し、10月下旬には道案に対する答申を予定しております。今後、委員会の開催日程が立て込む場合が想定されますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

濱野会長

次に、先ほど開催した漁業権切替小委員会の結果について、佐藤委員長から委員長報告をいたします。

佐藤副会長

それでは、先ほど開催した小委員会の結果報告をいたします。定置漁業権の素案について、小委員会といたしましては、概ね問題なしという意見がございました。それから、もう一つ、先ほど事務局からも説明ありましたが、余市郡漁協からの大棒網の漁業時期の1ヶ月延長ということでありました。小委員会としては、どこの地区を早めに切り上げるという対応をしている中で、まして12月で道具を揚げなければ、1月はもっと無理では無いかと言う話も出まして、小委員会としては、今の現状のままで延長しないで12月を持って網の撤去を済ませてくださいということで、そのような考え

	となりました。後は、素案の内容で良しとすることで決定しました。
濱野会長	ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に、議案第2号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第2号浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示について」ご説明申し上げます。「資料7」をご覧ください。こちらは、石狩市長から「浜益川河口付近におけるさけ・ます採捕に関して規制措置を講じるよう当委員会に要請があったものです。浜益川は、さけ・ます捕獲河川の集約化に伴い平成7年から捕獲事業を廃止したため、同年8月に道の調整規則が改正され、規制は無くなりました。しかしながら、増殖の用に供しなくなったものの、放流は継続されており、相当数の河川遡上が見込まれることから、石狩市では、資源の有効利用を図るべく、釣りによる有効利用調査を平成10年度から実施しております。当委員会としても、浜益川の河口規制を行うことにより、海面と内水面を明確に区分することで、円滑、かつ適切な有効利用調査の実施に資すると判断し、平成10年度から委員会指示を発動しています。本年度についても、過日、開催された浜益川サケ有効利用調査実行委員会において、昨年度と同様に有効利用調査を実施することが決定され、本要請に及んだものであります。なお、有効利用調査の内容は、3ページ目「資料8」のとおりとなっておりますので、後ほど、お目通し願います。18ページ目「資料9」をご覧ください。こちらは委員会指示(案)となりますが、石狩市長の要請を踏まえ、今年も例年どおり委員会指示を発動したいと考えております。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。
濱野会長	ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、「浜益川付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示」について、原案どおり発動することとしてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に、議案第3号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第3号水域利用調整区域の指定について(答申)」についてご説明申し

上げます。「資料10」をご覧ください。北海道知事から水難事故等を防止するため、「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」に基づき、海水浴場等における一定の海面で、PB等の航行を制限する水域利用調整区域を指定するにあたり、漁業権侵害の防止等について意見が求められました。今回の区域指定は昨年度と同様に6水域となっており、内訳は3ページ目、水域利用調整区域指定申請一覧のとおり、①石狩浜海水浴場、②おたるドリームビーチ、③銭函ヨットハーバー、④銭函海水浴場、⑤蘭島海水浴場及び水産動植物増殖施設(ウニ増殖場)、⑥浜中・モイレ海水浴場となっております。昨年度からの変更点は海水浴場の開設日に合わせ、指定期間が多少前後しておりますが、区域の変更はありません。27ページ目をご覧ください。指定にあたっては、漁業権を管理する関係漁協から区域指定に異議はない旨の意見書が提出されており、利用調整区域の指定が漁業権の侵害や利用上の支障とならないと考えております。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同 (なしの声)

濱野会長 無ければ、議案第3号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同 (異議なしの声)

濱野会長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に、報告事項について、振興局より説明願います。

吉田水産振興係長 石狩振興局水産課の吉田と申します。「報告事項第15次秋さけ定置漁業の操業期間等考え方等について」ご説明申し上げます。お手元の資料11と12が説明資料です。漁業権切替方針において別途定めることとしていた秋さけ定置漁業の操業期間及び定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方については、令和5年2月28日に開催した第12回委員会において考え方の案を報告させていただいたところですが、道において5月24日付けで決定されました。まず、秋さけ定置漁業の操業期間については、資料11になります。2ページから5ページが新旧対照表、6ページから8ページが本文になります。内容としては、2月28日にご説明した内容から変更はなく、8ページが第15次の秋さけ定置漁業の操業期間になりますが、第14次の操業期間と同様の操業期間として決定されております。秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方については、資料12になります。2ページから4ページが新旧対照表、5ページから6ページが本文になります。内容としては、2月28日にご説明した内容から変更はなく、6ページが対象となる河川になりますが、石狩・後志両振興局管内では第14次から変更はありません。説明は以上です。

濱野会長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで、本日の議案はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。
林事務局長	以上で、第15回の委員会を終了いたします。